

---

# 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について

---

令和6年10月17日  
事務局

- 1. 温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度の概要**
- 2. EEGSの活用状況について**
- 3. SHK制度の見直しのイメージ**

- 1. 温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度の概要**
2. EEGSの活用状況について
3. SHK制度の見直しのイメージ

# 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の概要

## 1. 法目的、基本理念

【法目的】大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、地球温暖化を防止すべく、社会経済活動による温室効果ガスの排出量の削減等を促進する。

【基本理念】我が国における2050年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会）の実現を目指す。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- 政府による地球温暖化対策計画の策定 ※計画に対する進捗状況を毎年度点検。計画は3年に1回見直し。
- 地球温暖化対策推進本部の設置（本部長：内閣総理大臣 副本部長：官房長官、環境大臣、経済産業大臣）

## 3. 温室効果ガス排出量の削減等のための個別施策（一部抜粋）

### 政府実行計画、地方公共団体実行計画

#### 【政府実行計画】

- 政府は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画を策定し、進捗状況を毎年度点検する。

#### 【地方公共団体実行計画】

- 都道府県及び市町村は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減するための計画を策定し、進捗状況を毎年度点検する。
- 加えて、都道府県及び大規模な市は、区域内の、再生可能エネルギーの利用促進や事業者・住民の排出削減に関する事項について、目標と計画を策定する。

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを年間3,000トン以上排出する事業者（エネルギー起源CO<sub>2</sub>は、エネルギー使用量が年間1,500キロリットル以上の事業者）に、自らの排出量を算定し国に報告することを義務付け、報告された情報を国が公表。
- 排出量の算定・報告は、事業者単位で行う。  
※ ただし、一定規模以上の事業所を持つ事業者は、当該事業所単独の排出量も報告。
- 排出量に関連する定性情報を任意で報告することも可能。

### 株式会社脱炭素化支援機構

- 財政投融資と民間からの出資を活用し、脱炭素化に資する事業を幅広く支援。

### 全国/地域地球温暖化防止活動推進センター等

- 環境大臣が、地球温暖化対策を行う団体を「全国地球温暖化防止活動推進センター」として指定。
- 都道府県知事等が、地球温暖化対策を行う団体を「地域地球温暖化防止活動推進センター」として指定。
- 都道府県知事等が、地域住民のうち地球温暖化対策に関して熱意と識見を有する者に、「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱。

### 森林等による吸収作用の保全等

- 政府及び地方公共団体は、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図る。

# 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の概要

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「SHK制度」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を国が公表する制度。
- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を制度の目的とする。

## SHK制度の算定・報告から公表までの流れ

①対象となる事業者（特定排出者）は、自らの前年度の排出量を算定し、自らが行う事業を所管する大臣に報告

②事業所管大臣は、報告された情報を環境大臣・経済産業大臣に通知

③環境大臣・経済産業大臣は、通知された排出量とその関連情報を公表

### 特定排出者

一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（公的部門を含む）  
※温室効果ガスを一定量以上排出する事業所（特定事業所）を持つ場合は、当該事業所の排出量も算定・報告

算定

報告

事業所管大臣

通知

環境大臣  
経済産業大臣

集計

公表

閲覧

事業者、投資家、  
金融機関、  
自治体、国民等

- ※ 排出量の増減理由や排出削減の取組内容など、排出量に関連する情報も任意で報告可能。
- ※ 特定排出者は、自身の排出量が公表されることで自身の権利利益が害される恐れがあると思料する場合は、事業所管大臣に権利利益の保護を請求することが可能。
- ※ 報告義務違反又は虚偽報告に対しては罰則。

# 報告対象となる排出量の種類

## ◆ 温室効果ガス別の算定排出量（基礎排出量）

自らの事業活動に伴い直接的又は間接的に排出した温室効果ガスの排出量

## ◆ 調整後温室効果ガス排出量（調整後排出量）

基礎排出量を基本とし、クレジットの無効化量等を考慮し調整した温室効果ガス排出量

## ◆ 報告対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの種類	
エネルギー起源二酸化炭素（エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）	
エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（6.5ガス）	非エネルギー起源二酸化炭素（非エネルギー起源CO <sub>2</sub> ）
	メタン (CH <sub>4</sub> )
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)
	パーフルオロカーボン類 (PFC)
	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )
	三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )

# 報告対象となる事業者

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>

特定事業所排出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ法の特定事業者又は特定連鎖化事業者</li> <li>● 省エネ法の認定管理統括事業者又は管理関係事業者のうち、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記以外で全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上の事業者</li> </ul>	
	<table border="1"> <tr> <td>特定事業所</td> <td>原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所（特定事業所）を設置している場合には当該事業所の排出量も内訳として報告</td> </tr> </table>	特定事業所
特定事業所	原油換算エネルギー使用量が1,500kl/年以上となる事業所（特定事業所）を設置している場合には当該事業所の排出量も内訳として報告	
特定輸送排出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ法の特定貨物輸送事業者</li> <li>● 省エネ法の特定旅客輸送事業者</li> <li>● 省エネ法の特定航空輸送事業者</li> <li>● 省エネ法の特定荷主</li> <li>● 省エネ法の認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者であって、輸送能力の合計が300両以上の貨客輸送事業者</li> <li>● 省エネ法の認定管理統括荷主又は管理関係荷主であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が3,000万トンキロ/年以上の荷主</li> </ul>	

## エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス（6.5ガス）

特定事業所排出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次の①及び②の両方の要件をみたす事業者             <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上</li> <li>②算定の対象となる事業活動が行われており、温室効果ガスの種類ごとに事業者の排出量合計がCO<sub>2</sub>換算で3,000tCO<sub>2</sub>/年以上となる事業者</li> </ul> </li> </ul>	
	<table border="1"> <tr> <td>特定事業所</td> <td>温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000tCO<sub>2</sub>/年以上となる事業所（特定事業所）を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告</td> </tr> </table>	特定事業所
特定事業所	温室効果ガスの種類ごとに排出量がCO <sub>2</sub> 換算で3,000tCO <sub>2</sub> /年以上となる事業所（特定事業所）を設置している場合には、当該事業所の排出量も内訳として報告	

# SHK制度の算定方法の基本的考え方

## SHK制度の算定方法の原則・基本的枠組み

SHK制度は、排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立と、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を制度の目的としており、基本的枠組みは以下のとおり。

### 1. 事業者の排出実態に即した算定を実施

⇒最新の科学的知見に基づき、かつ幅広い活動を算定対象とする国家インベントリの算定方法を踏まえて設定

### 2. 事業者の算定・報告負担を軽減

⇒エネ起CO<sub>2</sub>については、省エネ法の枠組みを活用

### 3. 事業者の削減努力を可能な限り反映

⇒「電気事業者別排出係数」、「ガス事業者別排出係数」、「熱供給事業者別排出係数」、「調整後温室効果ガス排出量」等をSHK制度独自に導入

#### 算定方法の前提

国内法による義務的制度



地理的範囲 : 国内  
算定対象期間 : 前年度 1 年間  
算定・報告単位 : 事業者単位  
算定方法 : 政省令で具体的に規定

温対法に基づく制度として創設



算定範囲 : 政府・地方公共団体の排出量の算定範囲（SHK制度導入以前から温対法で規定）に合わせ、“直接排出 + エネルギー使用に伴う間接排出”と設定



# SHK制度の算定に関する基本的な考え方（3. 削減努力の反映）

- 事業者の削減努力を可能な限り反映するため様々な措置を実施。
  - 事業者自らの削減努力を反映した排出量を表す「基礎排出量」においては、実測等の算定方法を認めるとともに、電気事業者から供給された電気の電源や証書による環境属性等による違いを排出係数に反映するため**電気事業者別等に係数を設定**。
  - 他者の排出削減・吸収の取組に事業者が寄与する取組等を評価する「**調整後排出量**」も算定・報告。

## さらなる削減努力を反映するための仕組み

排出量の種類	仕組み	理由
基礎排出量	<b>電気・熱・ガス事業者別係数</b>	事業者が供給を受けるエネルギーの環境属性等の違いを反映するため
	実測等の算定方法の採用	事業者の排出実態をより正確に反映するため
<b>調整後排出量</b>	<b>電気・熱・ガス事業者別・メニュー別調整後係数</b>	供給事業者のクレジット利用等の取組を反映するため
	廃棄物原燃料使用の控除	廃棄物の有効利用を促進し化石燃料の使用削減に貢献する取組を評価するため
	クレジット（認証排出削減量）による調整	他者の削減・吸収の取組への事業者の寄与を評価するため

# 排出量集計結果の概要（2021年度実績）

## 【報告事業者数】

○ **特定事業所排出者：11,963事業者**

（エネ起CO<sub>2</sub>のみ：11,178事業者、  
6.5ガスのみ：114事業者、両方：671事業者）

○ **特定事業所：14,915事業所**

○ **特定輸送排出者：1,321事業者**

○ **合計：13,284事業者**

※合計は特定事業所排出者と特定輸送排出者の両方を報告している事業者（727事業者）の重複を含む。

※同一事業者で指定区分が異なる特定輸送事業者の場合は重複している。

## 【報告された算定排出量の合計】

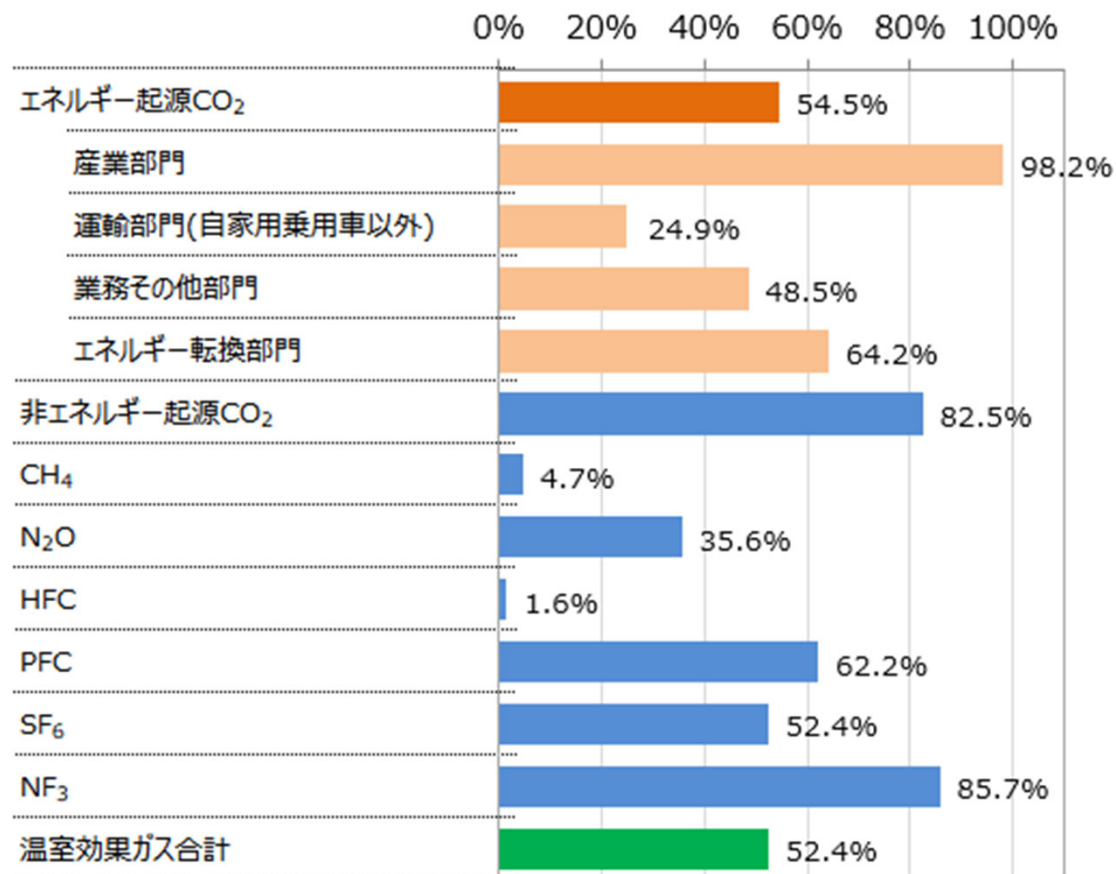
**6億1,358万tCO<sub>2</sub>**

（内訳：

特定事業所排出者 5億8,797万tCO<sub>2</sub>、  
特定輸送排出者 2,562万tCO<sub>2</sub>）

**調整後排出量5億6,813万tCO<sub>2</sub>**

## 本制度で報告された排出量の日本の総排出量に占める割合



※部門別はエネルギー起源CO<sub>2</sub>のみ。

※運輸部門は自家用乗用車を除く

出所) 環境省、経済産業省「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における令和3年度温室効果ガス排出量の集計結果の公表について」及び国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2021年度確報値）（2023.4.21）」より作成

# 現在のSHK制度における報告事項

- 現在の制度では、事業者の基礎情報及び排出量（基礎排出量、調整後排出量）のみが義務的報告事項となっている。
- 公表・開示される情報に対する理解の増進のため、排出量の報告にあわせて関連情報を報告できる任意報告様式が用意されている。

## 任意報告事項

- ① 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報
- ② 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報(省エネ・再エネ・エネルギー転換の状況・その他)
- ④ 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報
- ⑤ 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報
- ⑥ 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報
- ⑦ 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

関連情報の提供件数（令和3年度排出量分）

	事業者に係る情報	特定事業所に係る情報
特定事業所排出者	14事業者	28事業所
特定輸送排出者	0事業者	-
合計	42事業者・事業所	

# 最近の検討状況

- 令和3年度の地球温暖化対策推進法の改正により、**電子システム（EEGS）による報告に向けた措置が図られるとともに、事業所ごとに報告された排出量は開示手続なく公表されることとなった。**
- デジタル化等の方策を検討するため、令和3年9月に「**温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会**」を設置した。
- 令和4年1月より、国内外の状況変化に対応した算定対象・方法の見直しについては、「**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会**」を設置した。

## 報告・公表方法検討会

- 令和3年9月～12月（2回開催）
- 主な議題
  - 電子報告の原則化
  - 公表データの活用促進
  - 任意報告の拡充

## 算定方法検討会

- 令和4年1月～現在（9回開催）
- 主な議題
  - 算定対象活動・排出係数見直し
  - 電気の使用に伴う排出量算定方法
  - ガス・熱事業者別排出係数
  - 証書及びカーボン・クレジットの扱い
  - 廃棄物の原燃料利用の扱い
  - CCS及びCCUの扱い
  - 森林吸収等の扱い

1. 温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度の概要
2. EEGSの活用状況について
3. SHK制度の見直しのイメージ

# 温対法改正を踏まえたSHK制度検討会の経緯

第2回温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会資料より抜粋  
(一部改変)

- R3法改正を受け令和3年9月に「温対法改正を踏まえた温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会」を設置。同検討会は2回開催し、①**報告の電子化**、②**公表データの活用促進**、③**任意報告の拡充**について当面の取組案の取りまとめを行った。

	実施内容	R3年度	R4年度	R5年度～
電子報告の原則化	① 電子報告システム(EEGS)の着実な整備・改善	EEGSでの報告機能構築	・R4報告からEEGSでの報告開始 (R4年5月目途) ・EEGSの運用状況を見つつ必要な改善	
	② EEGSの周知等を通じた電子報告の原則化	EEGSの周知	電子報告率やシステム稼働状況も踏まえつつ、 更なる周知や省令整備等の検討・実施	
公表データの活用促進	① 電子報告に加え、2段階公表による公表の迅速化	2段階公表のルール整備 (省令)		R4報告分から、 2段階公表を開始
	② EEGSにおける情報のわかりやすい公表		EEGSでの公表機能構築	EEGSでのわかりやすい 公表を開始
	③ 公表データやその活用方法等の周知	活用方法の整理	報告者・ステークホルダーへの周知	
	④ 算定方法の見直し	算定方法見直しの検討 (別途検討し、順次反映)		
任意報告の拡充	<b>EEGS (電子報告化) 活用の取組内容</b>			
	① TCFD等を踏まえた任意報告様式の改善	任意報告様式の整備 (省令)	EEGSへの反映 周知	R5報告から、新たな 任意報告様式の開始
	② 積極的な事業者の取組の評価や、社会的理解の促進		国際動向も踏まえた項目の見直し	
		活用事例の創出・整理、指針の整備		



# 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）のデジタル化

- 令和4年度報告より、事業者の温室効果ガス排出量報告のデジタル化を促進。
- また、令和5年度には公表機能を実装し、同年度2月に公表した令和3年度からウェブサイトにて集計結果の公表を行っている。

## 排出量確認画面



### ポイント

- ✓ ガスごとの排出量確認が可能。

## 算定結果公表画面

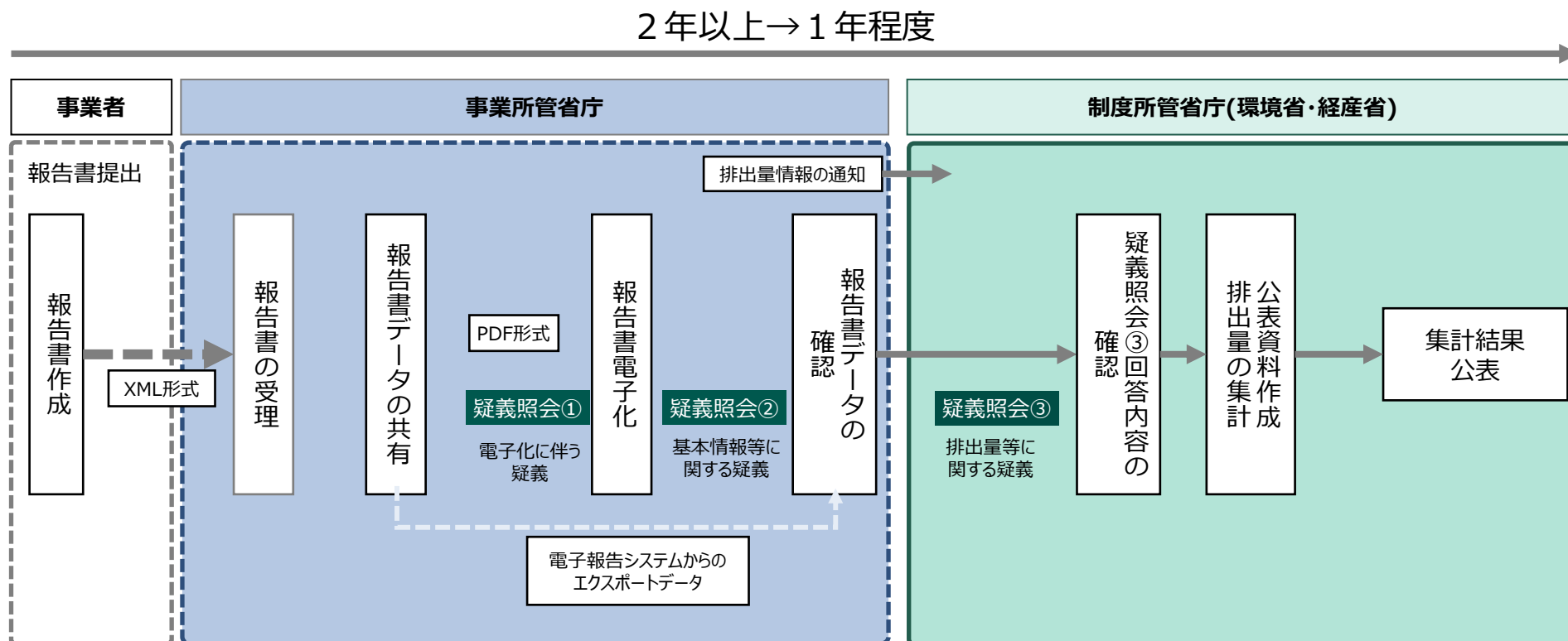


### ポイント

- ✓ 年度毎の排出量推移が一覧化される。
- ✓ 結果公表については任意。

# 公表の迅速化

- 令和3年度以前の報告は紙媒体が中心であり、このため集計工程の長期化で公表までに2年以上を要していた。
- 電子報告（EEGS）による作業の効率化により、公表までの期間を1年程度に短縮することが可能となった。



EEGSの活用による効率化



# 排出量集計結果の公表内容（一部抜粋）

- 令和3年度実績の報告からウェブサイトにて、特定事業所排出者別・特定事業所別・特定輸送事業者別の排出量や、業種別排出量・特定事業所の都道府県別排出量の集計結果を公表。
- 閲覧数はおおよそ150件/日（R6年3月～7月集計）

## 事業者別排出量等の公表

### 事業者・事業所検索

#### 注意事項

- 2020年度以前は事業者単位の情報のみ公開し、2021年度以降は事業所単位の情報も公開しています。
- 2020年度以前の事業者の情報は、特定排出者コード、事業者名、排出量のみ公開しています。
- 公開していない情報は「非公表」と表記しています。
- 検索条件で指定した報告年度の報告書の記載内容に対して検索します。そのため、例えば2021年度から事業者名を変更して報告した事業者がいた場合、2020年度以前で指定した検索で名称、2021年度以降で指定した検索では新名称で検索できます。
- ただし、上場/非上場の別、株式銘柄コード、ISINコードについては、報告書に記載欄がなく事業者が任意で登録した情報のため、報告年度時点の情報とは限りません。

報告年度

事業者・事業所名

特定排出者コード

法人番号  上場/非上場の別

株式銘柄コード  ISINコード

区分  事業者  事業所  
 特定事業所排出者  特定貨物輸送事業者  特定旅客輸送事業者  特定航空輸送事業者  特定荷主

主たる事業

事業者全体の従業員数

所在地

温室効果ガス算定排出量  tCO<sub>2</sub>～  tCO<sub>2</sub>

### 検索結果

13284件中の1～20件を表示しています

法人番号	特定排出者コード	事業者・事業所名	区分	業種	所在地	温室効果ガス算定排出量	ページ
(記載なし)	985336900	日本製鉄株式会社	特定事業所排出者	鉄鋼業	東京都千代田区	81,587,947 tCO <sub>2</sub>	<input type="button" value="閲覧する"/>
(記載なし)	530045160	J F E スチール株式会社	特定事業所排出者	鉄鋼業	東京都千代田区	54,391,271 tCO <sub>2</sub>	<input type="button" value="閲覧する"/>

## 集計結果の公表

集計対象とする特定事業所の所在地を選択した場合は、立地する特定事業所の排出量を都道府県・市区町村別に集計した結果が表示されます。  
 ※「特定事業所」とは、エネルギー使用量1,500k/年以上、または、温室効果ガスの種類ごとの排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000トン/年以上となる事業所を指しています。  
 ※「集計結果データをダウンロードする」を押すと、グラフ種別の設定によらず、すべてのグラフ種別のデータがダウンロードされます。

#### 報道発表へのリンク

- [2021年度集計結果に関する報道発表について](#)

集計年度  年度から過去5年

集計対象とする特定事業所の所在地

業種別の算定排出量【特定事業所排出者】

温室効果ガス種別

業種	割合
鉄鋼業(製鉄業)	29.4%
化学工業(製油業)	12.3%
その他(製油業)	19.5%
高炭素・土石製品製造業(製油業)	9.3%
石油製品・石油製品製造業(製油業)	5.3%
パルプ・紙・紙加工品製造業(製油業)	4.0%
電子部品・デバイス・電子回路製造業(製油業)	3.2%
輸送用機械器具製造業(製油業)	2.7%
電気業	4.1%
その他の業種	19.5%

温室効果ガス  
合計  
588 百万tCO<sub>2</sub>

# EEGSの普及

- 電子報告化を円滑に実現するため、下記リーフレット等により幅広くEEGSの周知を行った。
- 令和4年度実績の報告において、電子報告率は約80%であった。

## 実施内容

### 事業者向けリーフレット・パンフレット

- システムのメリットや事前準備の方法を簡潔にまとめた「リーフレット」と、操作方法のイメージが分かる、やや詳細な「パンフレット」を作成し、Webで公開。

### ダイレクトメール

- 上記「リーフレット」を、前年度報告を行った事業者に郵送または電子メールで送付。

### 事業者向け説明会

- 事業者向けの制度説明会において、新システムの使い方について説明。(Web開催)
- 説明内容を動画撮影し、Webで配信。

## 周知リーフレット

### 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

通称：EEGS（イークス）  
Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。報告手続の合理化等の観点から、**令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用ください。**このため、裏面にある通り、電子情報処理組織使用届出書の提出を進めて頂ければ幸いです。

EEGSは**令和4年5月**より稼働予定です。既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」は、**令和4年3月末日**をもって使用できなくなります。

◆ **報告にあたり、こんなことでお困りではないでしょうか？**

報告に必要なデータの収集	報告
<p><b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多数の事業所を持ち、社内のデータ収集の負担が大きい</li> </ul> <p>システムの活用により…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● システムを通じた事業所からのデータ収集が可能</li> </ul>	<p><b>現状</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告書（紙媒体）を各省へそれぞれ郵送または持参</li> </ul> <p>システムの活用により…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ法・温対法、フロン法における各種報告をワンストップで実施</li> </ul>

**本システムの目的**

- 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告のワンストップ化、他のシステムや他の制度の様々な情報との連携により**事業者の皆様への事務負担を低減**

**本システムのメリット**

報告書提出に伴う作業の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要</li> <li>✓ 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能</li> </ul>
精度向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ システム上で入力値の自動チェックが可能のため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少</li> </ul>
過年度報告内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能</li> </ul>
報告書処理状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能</li> </ul>

※ 省エネ法定期報告を電子で提出したくと、省エネ法補助金において加算評価することを検討しております。

### システムの利用にあたって必要となる事前準備

#### 電子情報処理組織使用届出書の提出

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」の使用にあたっては、**事前にシステムを使用するための使用届出書を提出頂く**必要があります。
- 使用届出書は下表に示す様式の書類を届出先へ、紙媒体で提出頂きます。
- なお、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」を活用するために、既に使用届出書を提出済みの方は、改めて提出頂く必要はありません。
- **EEGSでも、既存システムのログインIDを使用することができます。**EEGSの稼働直後はアクセスが集中することが予想されますので、ログインIDを有していない場合は**早めに電子情報処理組織使用届出書を提出の上、既存システムでログインIDを取得**願います。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先 <sup>1)</sup>
省エネ法（特定事業者、特定連携事業者、認定管理統括事業者、特定廃主又は認定管理統括廃主） <sup>2)</sup>	省エネ法様式第43	<a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html</a>	経済産業局
温対法（特定排出者） <sup>3)</sup>	温対法様式第4	<a href="https://ghg-sankokusho.env.go.jp/manual">https://ghg-sankokusho.env.go.jp/manual</a>	経済産業局 又は 地方環境事務所
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	省エネ法様式第27	<a href="https://www.mlit.go.jp/sogosekai/environment/issue_env/irronment_ik_000002.html">https://www.mlit.go.jp/sogosekai/environment/issue_env/irronment_ik_000002.html</a>	国土交通本省 又は 地方運輸局
フロン法（特定製造者） <sup>4)</sup>	フロン法様式第4	<a href="https://www.env.go.jp/earth/urun/operator/sashu_santei-4.html">https://www.env.go.jp/earth/urun/operator/sashu_santei-4.html</a>	経済産業局 又は 環境省

1) 事業者の所在する事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局等に提出してください。ただし、フロン法については、経済産業局又は環境省の本部に提出してください。  
2) 経済産業局へ省エネ法定期報告書提出する際に、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」を用い「e-Gov」を用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受け経済産業局窓口へ届出ください。  
3) 省エネ法による電子申請の活用は廃止されている場合は、改めて届出する必要があります。  
4) 省エネ法とは別枠において使用届出書を提出済みであっても、フロン法の使用届出書の提出が必要となります。

#### お問合せ先

- ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

対象事業者	お問い合わせ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局又は地方環境事務所	<a href="https://ghg-sankokusho.env.go.jp/questions">https://ghg-sankokusho.env.go.jp/questions</a>
省エネ法（特定事業者、特定連携事業者、認定管理統括事業者、特定廃主又は認定管理統括廃主）	経済産業局	
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogosekai/environment/issue_environment_fr_000002.html">http://www.mlit.go.jp/sogosekai/environment/issue_environment_fr_000002.html</a>
フロン法（特定製造者）	フロン法ヘルプデスク	<a href="https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html">https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html</a>

※ フロン法報告に関しては、令和4年度は既存システムから機能に差はありませんが、令和5年度以降に導入し機能追加する予定です。

# 温室効果ガス排出量の任意算定・公表、温対法の報告対象チェック

- 令和6年度6月からEEGSで、報告義務対象者以外の事業者も、任意で温室効果ガス排出量の算定・公表を行うことができるようになった。
- 今後、任意報告機能の活用が進むよう、周知を図っていくことが課題。

## 公表ページのトップ画面

環境省 Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

本ウェブサイトでは、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン法）に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」により、温室効果ガスを一定量以上排出する者（特定排出者）、フロン類を一定量以上漏えいさせた者（特定漏えい者）が国に報告した温室効果ガス排出量、フロン類算定漏えい量、排出削減に向けた対策の実施状況等の情報を公表しています。

**温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度**  
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度については、下記リンク先をご参照下さい。  
[温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について](#)

**事業者（事業所）別排出量等の公表**  
事業者（事業所）ごとの温室効果ガス排出状況や削減対策実施状況等の情報を閲覧、ダウンロードすることができます。  
[こちらから](#)

**集計結果の公表**  
特定排出者による温室効果ガス排出量について、全国及び業種別・都道府県別等の集計結果を閲覧、ダウンロードすることができます。  
[こちらから](#)

**事業者の自主的な公表**

**温室効果ガス排出量**

**事業者別排出量等の公表【自主的な公表値】**  
事業者が自主的に登録した温室効果ガス排出状況を閲覧、ダウンロードすることができます。対象ガスや算定方法は温対法に準じています。  
[こちらから](#)

自主的な公表値はここで公表されます。

利用規約・免責事項・著作権 プライバシーポリシー  
環境省（法人番号1000012110001）  
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
（直通）03-6205-8277（FAX）03-3580-1382  
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

## 個別事業者の情報の公表画面

環境省 Ministry of the Environment

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ウェブサイト

ホーム 温対法 ▾ フロン法 ▾ 自主的公表

**事業者の排出状況【自主的な公表値】**  
本内容は事業者が自主的に登録したものであり、環境省では内容を確認していません。

事業者名 A事業者

特定排出者コード	所在地	主たる事業
000000000	北海道	農業、林業 農業 管理、補助的経済活動を行う事業所（01農業） 主として管理事務を行う本社等

※ 上記は最新年度で登録された情報です。 [事業者情報をダウンロードする](#)

**更新履歴**

2024年度

**温室効果ガス算定排出量推移**  
※ 単位：tCO<sub>2</sub>

年度	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	エネルギー起源CO <sub>2</sub> （廃棄物の原燃料使用）	非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	非エネルギー起源CO <sub>2</sub> （廃棄物の原燃料使用）					エネルギー起源CO <sub>2</sub> （発電所等配分前）
				CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	PFC	SF <sub>6</sub>	
2024	2,325								

**任意の追加情報**

2024年度

温室効果ガスの排出量の削減に関し〇〇を実施した。

利用規約・免責事項・著作権 プライバシーポリシー  
環境省（法人番号1000012110001）  
環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
（直通）03-6205-8277（FAX）03-3580-1382  
Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.

# 報告検討会を踏まえた対応状況及び今後の課題

- 報告検討会での議論を踏まえ、報告のデジタル化やその普及を図ってきたところ。
- 一方、本制度の公表データの認知度は高くなく、認知されていても活用はあまり進んでいない。

	実施内容
電子報告の原則化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子報告システム(EEGS)の着実な整備・改善</li> <li>・EEGSの周知等を通じた電子報告の推進</li> </ul>
公表データの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子報告による公表の迅速化</li> <li>・EEGSにおける情報のわかりやすい公表</li> <li>・公表データやその活用方法等の周知</li> </ul>
任意報告の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TCFD等を踏まえた任意報告様式の改善</li> <li>・積極的な事業者の取組の評価や、社会的理解の促進</li> </ul>



対応状況・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・EEGSにより報告から公表まで機能を実装</li> <li>・外部連携機能等を実装するなど改善</li> <li>・<b>電子報告率が約8割のため、電子報告率向上</b>を図る必要がある</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告から1年を目途に公表</li> <li>・事業者単位・年度別の排出量のデータが閲覧可能</li> <li>・一方で、<b>閲覧数が少なく、データの活用が進んでいない</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討会を踏まえ、任意報告様式を改正</li> <li>・<b>任意報告率は1%程度</b></li> </ul>

1. 温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度の概要
2. EEGSの活用状況について
3. SHK制度の見直しのイメージ



# SHK制度の見直しのイメージ

- 長年見直しが行われていなかったSHKの算定方法の見直しを行うため、環境省・経済産業省がSHK算定方法検討会を設置し、今年度はCCU/CCSの扱い等の算定方法の見直しについて検討している。
- 今般、算定方法のみならず、国内外の動向や2050年カーボンニュートラルに向けた様々な取組の促進等を踏まえ、自主的な取組の評価として任意報告のインセンティブを与えるよう、**報告方法等を見直す必要がある**。
- 本検討会においては、まずは、**直接・間接排出を区分した報告・公表への見直し、任意報告の見直し等を議論**する。